平成２８年（フ）第６９号
宮崎市吉村町中原甲2709番地１　プチ・ラパン202号、前住所宮崎市祇園４丁目79番地祇園ＫＡＷＡＮＯビルⅢ305号
債務者　東村　徳高
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８９号
宮崎市青葉町145番地２
債務者　山根亜矢子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９６号
宮崎市恒久６丁目15番地１　サンケイマンション第６ビル307号
債務者　由地　真吾
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０５号
宮崎市下原町363番地１　ＦＶヴィラ301号
債務者　木下　哲夫
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０９号
宮崎県宮崎市大淀３丁目５番13号
債務者　杉田　和子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５０号
宮崎県日向市大字日知屋16305番地３　佐藤コーポ201号
債務者　甲斐恵美子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１号
鹿児島県大島郡徳之島町亀徳2214番地　港ヶ丘住宅７号棟202号
債務者　池田　美穂
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第３７号
岩手県花巻市石鳥谷町好地第４地割80番地11市営石鳥谷駅西団地Ｂ棟19号
債務者　伊藤　久美
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４３４号
愛知県津島市愛宕町２丁目24番地２　県営愛宕住宅３棟304号
債務者　濱田　義信
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８５号
愛知県瀬戸市品野町５丁目100番地
債務者　川井和明こと　朴　　松起
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６５号
神戸市須磨区妙法寺字トン松410番地の40、従前の住所神戸市西区桜が丘西町５丁目８番地の16
債務者　北野みちよ（旧姓森玉）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８６号
神戸市東灘区本庄町１丁目２番11号
債務者　長田　　猛
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８７号
神戸市東灘区御影塚町２丁目26番11号清水マンション402号
債務者　常木　美香
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４８号
神戸市東灘区向洋町中５丁目６番地の１1425号
債務者　田中　一光
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５２号
神戸市灘区鹿ノ下通１丁目１番９号　丸昌ハイツ４、従前の住所神戸市兵庫区北逆瀬川町４番16号　402号
債務者　奥　香代子
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３５４号
神戸市長田区鶯町３丁目４番10号　エクレール鶯町402号
債務者　前田恵理子（旧姓森上）
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６０号
神戸市兵庫区下沢通４丁目１番９号
債務者　藤原　督也
1　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部